

山口市耐震改修促進計画

(令和 3 年度～令和 7 年度)

平成 2 2 年 9 月

(令和 3 年 3 月変更)

山 口 市

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって

1-1	計画の背景.....	1
1-2	計画の目的.....	1
1-3	計画の期間.....	1
1-4	計画の位置付け	2
1-5	対象区域及び耐震化の目標を設定する建築物について	2

第 2 章 現況と課題

2-1	想定される地震の規模と被害の状況等	5
2-2	耐震化の現況と課題	7

第 3 章 耐震化の目標..... 10

第 4 章 推進施策

4-1	各種民間建築物に対する支援施策.....	12
4-2	地震時の建築物の総合的な安全対策.....	14
4-3	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発.....	15
4-4	耐震改修促進法に基づく耐震診断及び耐震改修の促進の概要	18

第 5 章 推進体制

5-1	市の取組	19
5-2	建築物所有者等の取組.....	20
5-3	建築関係技術者の取組.....	20
5-4	住宅・建築関係団体の取組	20
5-5	自治会、自主防災組織の取組	21

第 6 章 その他 21

参考資料

第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画の背景

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を契機に、同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という。）が制定されました。

この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的としております。

その後、新潟県中越地震（平成16年10月発生）、福岡県西方沖地震（平成17年3月発生）、岩手・宮城内陸地震（平成20年6月発生）、熊本地震（平成28年4月発生）及び北海道胆振東部地震（平成30年9月発生）など、近年、各地で大規模な地震が群発する中で、特に東日本大震災（平成23年3月発生）は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的でしたが、内陸部においても建築物に大きな被害が発生しました。このように、大地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況にあります。

東海地震・東南海地震・南海地震等の大規模地震発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されており、特に、南海トラフを震源とする大規模な地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

このため、地震による被害を半減させること等を目的に、建築物の耐震化をより一層促進する必要性から、これまでに耐震改修促進法が改正されてきました。

1-2 計画の目的

「山口市耐震改修促進計画」（以下、「本計画」という。）は、地震による被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、昭和56年5月以前に建築された建築物の耐震診断や現行基準を満足していない建築物の耐震改修を総合的かつ計画的に推進し、本市における建築物の耐震化の促進を図ることを目的とします。

1-3 計画の期間

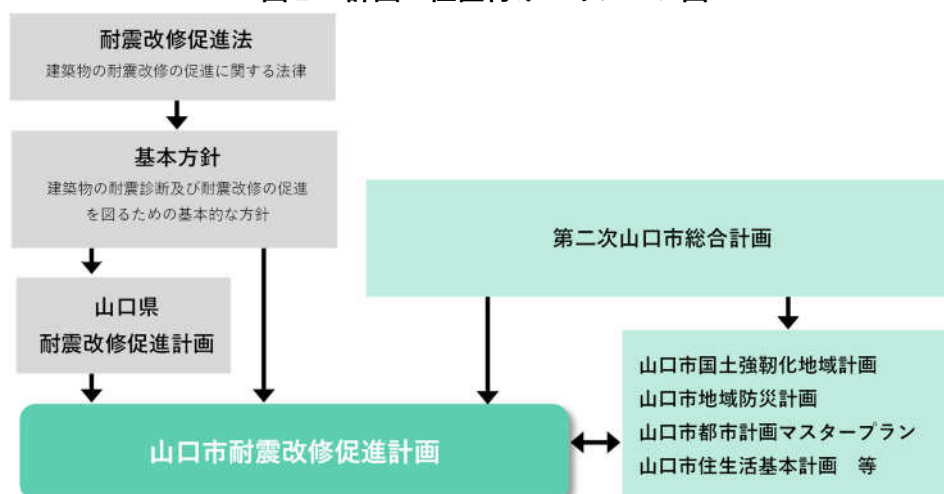
計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5箇年とします。

なお、本計画は必要に応じて見直しを行うものとします。

1-4 計画の位置付け

本計画は、平成 30 年に策定した「第二次山口市総合計画」に基づくとともに、国が策定した基本方針（平成 18 年 1 月 25 日付け国土交通省告示第 184 号）（参考資料-1）を踏まえ、市内の既存建築物の耐震改修等に関する施策の方向性・具体性を示す計画であり、部門計画としての役割を果たすものです。また、「山口市国土強靱化地域計画」、「山口市地域防災計画（震災対策編）」、「山口市都市計画マスタープラン」、「山口市住生活基本計画」等の関連計画や、「山口県耐震改修促進計画」（以下、「県計画」という。）との整合を図りました。

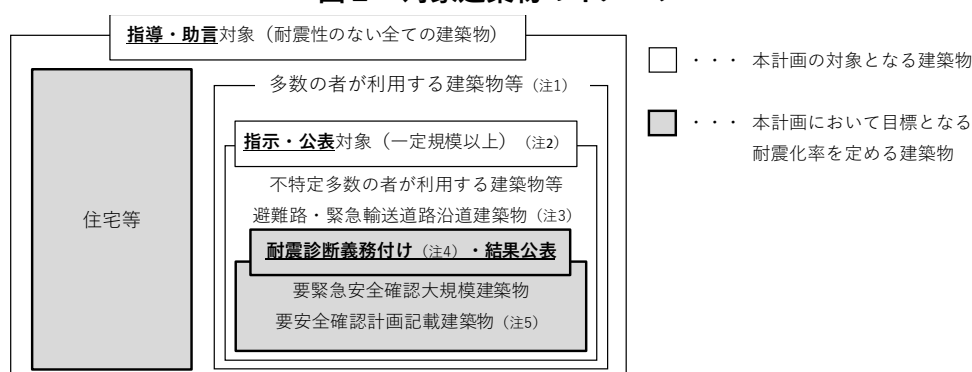
図 1－計画の位置付けのイメージ図



1-5 対象区域及び耐震化の目標を設定する建築物について

本計画の対象区域は、山口市全域とします。また、本計画の対象建築物は、旧耐震基準で建築された耐震性のない全ての建築物とします。

図 2－対象建築物のイメージ



※ 耐震改修促進法第 14 条第 2 号に定める「火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」については、本市には屋内で危険物を貯蔵または処理する建築物は存在しないため、本計画の対象外とする（P34 参照）

※（注 1）多数の者が利用する建築物等の要件については、P3 の「規模要件」参照

※（注 2）指示・公表対象の要件については、P3 の「指示対象要件」参照

※（注 3）「避難路・緊急輸送道路沿道建築物」の対象道路については、P4【図 3】参照

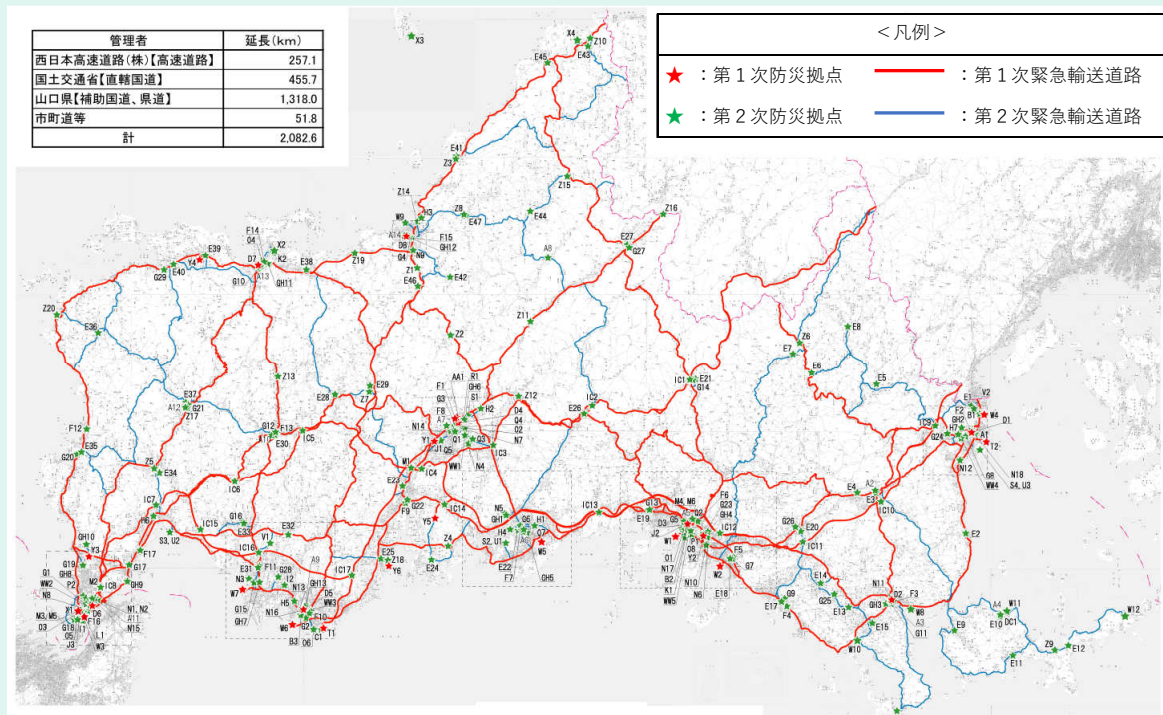
※（注 4）耐震診断義務付けの建築物の要件については、P3 の「耐震診断義務付対象要件」参照

※（注 5）本市において「要安全確認計画記載建築物」の要件に該当する建築物はなし

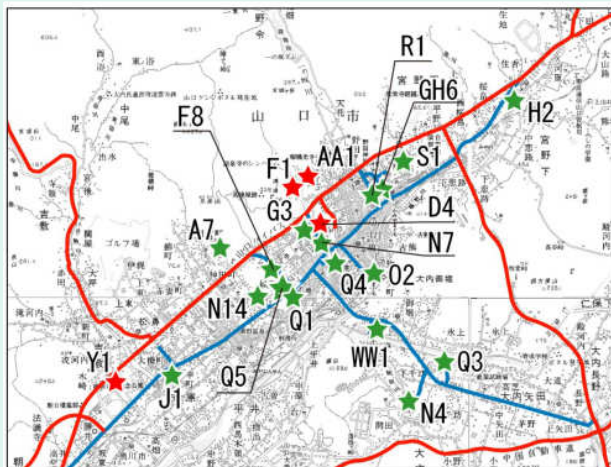
表 1 - 耐震改修促進法における規制対象一覧

用途	規模要件	指示対象要件	耐震診断義務付対象要件
● 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む
● 上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	—	—
● 体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
● ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 ● 病院、診療所 ● 劇場、観覧場、映画館、演芸場 ● 集会場、公会堂 ● 展示場 ● 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ● ホテル、旅館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
● 卸売市場 ● 賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿 ● 事務所		—	—
● 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの ● 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
● 幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 750 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
● 博物館、美術館、図書館 ● 遊技場 ● 公衆浴場 ● 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの ● 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 ● 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの ● 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 ● 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
● 工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		—	—
● 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理する全ての建築物 (P34 参照)	500 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
● 避難路沿道建築物	耐震改修等促進計画で指定する避難路 (P4【図 3】参照) の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物 (道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超) (P4【図 4】参照)		耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路 (P4【図 3】参照) の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物 (道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超) (P4【図 4】参照)
● 防災拠点である建築物	—	—	耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

図3－避難路・緊急輸送道路沿道建築物の対象道路



山口市拡大図



第1次緊急輸送道路

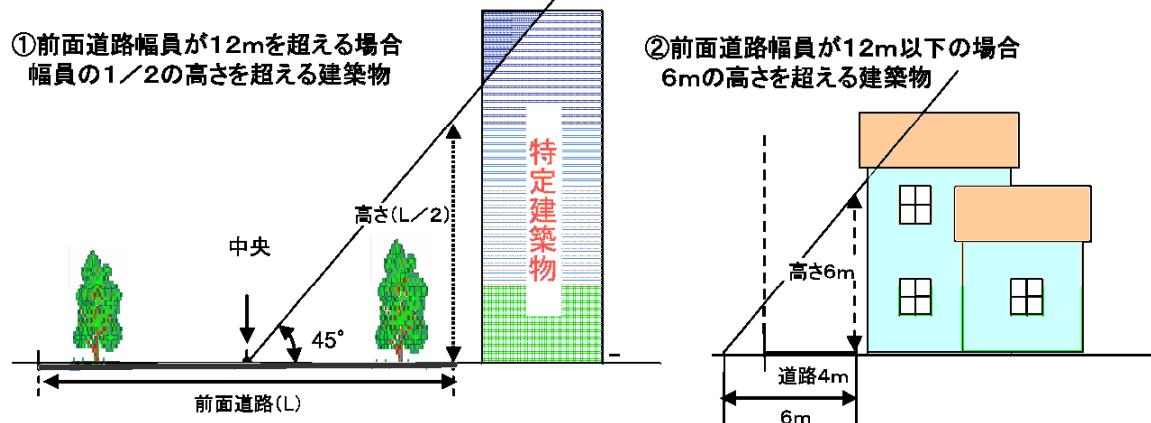
県庁所在地、広域生活圏中心都市の市役所及び重要港湾、空港等を連絡する道路

第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市役所及び町役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路

資料：山口県緊急輸送道路ネットワーク計画
(平成30年4月23日 道路整備課)

図4－避難路・緊急輸送道路沿道建築物の通行障害建築物の要件



第2章 現況と課題

2-1 想定される地震の規模と被害の状況等

(1) 山口県地震被害想定調査報告書（平成 20 年 3 月）による地震

山口県地震被害想定調査報告書（平成 20 年 3 月）では、平成 19 年の能登半島地震、新潟県中越沖地震など、これまで確認されていなかった活断層を震源とする地震が相次いで発生し、多くの被害をもたらしている実情を踏まえ、県内の活断層調査を進めて被害を及ぼす想定地震を設定し、物的・人的被害の状況を推計しています。

同調査では、県内に被害をもたらす切迫性の高い地震をはじめ、県内で確認されている主な活断層などにより、計 16 の想定地震を設定し、推計を行っています。このうち、本市において発生した場合、大きな被害をもたらす地震は、大原湖断層系（山口盆地北西縁断層）、大原湖断層系（宇部東部断層＋下郷断層）、徳佐－地福断層、佐波川断層の 4 つの活断層型地震であり、本市の地域防災計画にも位置付けています。これらの地震については、次のような被害想定がなされています。（参考資料-4、参考資料-5）

特に、大原湖断層系（山口盆地北西縁断層）は、本市の中心部において、また、大原湖断層系（宇部東部断層＋下郷断層）は、本市から宇部市にかけて大きな被害が想定され、さらに 2 つの断層が同時に活動する場合も想定されます。

1) 想定される地震と地震規模

各地震の想定規模は次のとおりであり、最大震度は 6 強～7 と想定されています。

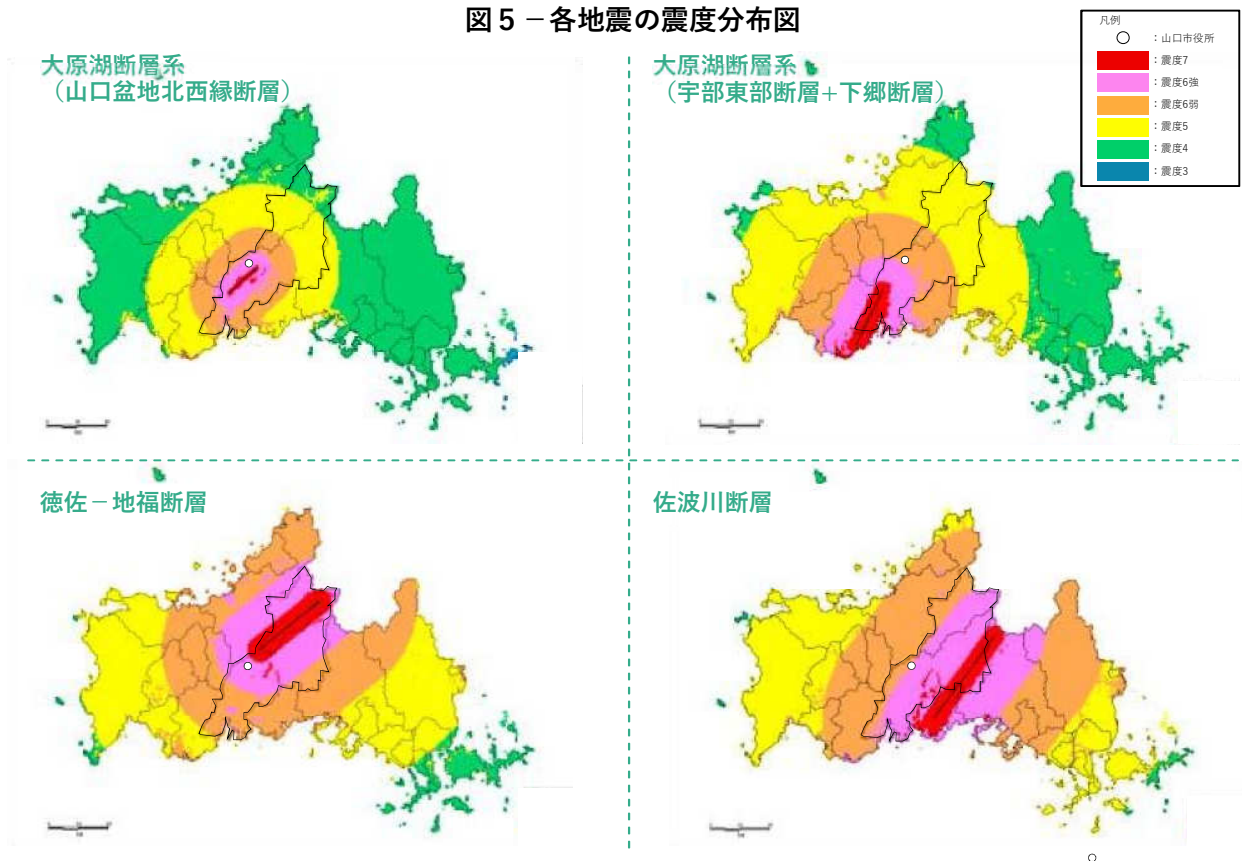
表 2－本市に大きな被害をもたらすことが予想される地震の規模

想定地震	マグニチュード	最大震度	震度 6 弱以上の面積率
大原湖断層系（山口盆地北西縁断層）	6.6	6 強	県全面積の 3.8%
大原湖断層系（宇部東部断層＋下郷断層）	7.0	7	県全面積の 10.5%
徳佐－地福断層	7.2	7	県全面積の 19.6%
佐波川断層	7.4	6 強	県全面積の 24.9%

※ 山口県地震被害想定調査報告書（平成 20 年 3 月 山口県）による

※ 最大震度は、旧山口市、旧阿東町、それぞれで示される震度のうち、大きな方を記載している

図5－各地震の震度分布図



資料：「山口県地震被害想定調査報告書」（平成 20 年 3 月 山口県）

2) 被害想定

各地震による本市の被害想定は次のとおりであり、建物被害の最も大きい大原湖断層系（宇部東部断層+下郷断層）地震では、7,057 棟が全壊、17,746 棟が半壊すると想定されています。

表3－山口県地震被害想定調査報告書による本市の被害想定

想定地震	最大震度	死者数	負傷者数	全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数
大原湖断層系 (山口盆地北西縁断層)	6 強	501	2,465	6,238	17,433	2,227
大原湖断層系 (宇部東部断層+下郷断層)	7	409	2,509	7,057	17,746	1,265
徳佐一地福断層	7	285	1,077	5,459	13,273	923
佐波川断層	6 強	173	1,589	3,244	16,166	1,108

※山口県地震被害想定調査報告書（平成 20 年 3 月 山口県）による

※（注 1）旧山口市、旧阿東町のデータを合算している

※（注 2）発生季節と発生時刻については、冬の昼 12 時、風速 15m/s による推計値を記載している

※（注 3）最大震度は、旧山口市、旧阿東町、それぞれで示される震度のうち、大きな方を記載している

2-2 耐震化の現況と課題

(1) 住宅

平成 30 年住宅・土地統計調査からの推測では本市の居住世帯のある住宅数は、86,780 戸です。このうち耐震性のある住宅は、75,950 戸と推計され、耐震化率（注 1）は、87.5%となっています。（表 4 参照）

これを建築年次別にみると、昭和 56 年 6 月以降に建築された住宅 66,530 戸に対して昭和 56 年 5 月以前に建築された住宅は 20,260 戸、うち耐震性があるものは 9,420 戸（注 2）と推計されます。（表 5 参照）

住宅は、市民生活の拠点であることから、安心安全の観点から残り 12.5%にあたる 10,830 戸の早急な耐震診断及び耐震改修が課題となっています。

表 4－居住世帯がある住宅の推計 総数 86,780 戸（平成 30 年住宅・土地統計調査）

区分	戸数	うち耐震性あり 【表 5】 A+B(戸)	耐震化率(%)
木造戸建て	43,950	33,980	77.3%
共同住宅等（注 3）	42,830	41,970	97.9%
居住世帯のある住宅数合計	86,780	75,950	87.5%

表 5－建築年等による住宅の内訳

区分	戸数 (耐震性あり) A+B	昭和 56 年 6 月 以降建築 A (戸)	昭和 56 年 5 月以前建築	
			全体 (戸)	うち耐震性あり B (戸)
木造戸建て	33,980	27,060	16,900	6,920
共同住宅等（注 3）	41,970	39,470	3,360	2,500
居住世帯のある住宅数合計	75,950	66,530	20,260	9,420

※ 平成 30 年住宅・土地統計調査を基に本市が推計

※ 四捨五入により合計が合わないことがある

※（注 1）耐震化率：耐震性のある住宅数を全ての住宅数で除したもの

耐震性のある住宅：昭和 56 年 6 月以降の住宅及び昭和 56 年 5 月以前の住宅で耐震性が確認されたもの及び耐震改修済みの住宅（戸単位）

以下、多数の者が利用する建築物等においても同様とする

※（注 2）昭和 56 年 5 月以前の耐震基準（旧耐震基準）で建築された住宅について、平成 20～30 年の住宅・土地統計調査を基に耐震性のあるものを推計した

※（注 3）共同住宅等：木造以外の戸建て住宅、共同住宅、長屋住宅

(2) 多数の者が利用する建築物等

多数の者が利用する建築物等は、市内に 1,028 棟（注）あり、そのうち耐震性があるとされる建築物は 940 棟で、耐震化率は 91.4%と県平均（84.8%）を上回っています。（表 6 参照）

この合計棟数 1,028 棟のうち、昭和 56 年 5 月以前に建築された多数の者が利用する建築物等は、217 棟となっています。このうち、耐震性があるとされる建築物は、129 棟にとどまっております。この要因としては、耐震改修促進法の規定が努力義務で強制力がないことや耐震改修等には相当の費用を要することなどが考えられます。（表 6,7 参照）

一方、耐震診断を行った建築物は、217 棟のうち 152 棟となっており、全体で 70.0%を占めています。これを所有者別にみると、市有建築物の 90.3%、国・県の建築物は 94.5%、民間所有の建築物にあっては、54.9%にとどまっております。公共施設と比較すると、耐震性が確認されていない建築物が多く存在しています。（表 7 参照）

多数の者が利用する建築物のうち、平成 25 年 11 月の耐震改修促進法の改正施行により耐震改修が義務付けられた、同法附則第 3 条第 1 項各号に規定される要緊急安全確認大規模建築物 22 棟のうち、耐震性がある建築物は 10 棟、除却された建築物は 1 棟あり、耐震化率は 50.0%となっています。（表 8 参照）

また、避難路・緊急輸送道路沿道建築物については、通行障害建築物の要件に該当する建築物は全て耐震性があり、耐震化率は 100%となっています。

※(注) 地震により倒壊した場合に「県計画」に定めた道路の通行を妨げるおそれがあるとして指定した建築物は除く。

表 6－多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況（用途別）【令和元年度末】

建物用途	棟数	耐震性あり（棟）			耐震化率	耐震化率 （県平均）
		昭和56年 5月以前	昭和56年 6月以降	合計		
学校（高校、大学等を含む）	195	57	133	190	97.4%	96.9%
体育館	8	1	7	8	100.0%	76.5%
病院	42	4	33	37	88.0%	84.9%
劇場、集会所、展示場等	20	0	17	17	85.0%	70.9%
百貨店、マーケット等	29	1	25	26	89.6%	79.3%
ホテル、旅館	43	0	31	31	72.0%	72.0%
賃貸住宅（共同住宅）、寮等	341	37	275	312	91.4%	86.3%
事務所	123	10	95	105	85.3%	77.6%
老人福祉センター、身体障害者福祉ホーム等、老人ホーム	132	3	128	131	99.2%	94.7%
幼稚園、保育園	36	5	30	35	97.2%	87.0%
工場	3	0	3	3	100.0%	70.4%
庁舎等公益上必要な建築物	34	8	19	27	79.4%	75.9%
その他（危険物貯蔵場を含む）	22	3	15	18	81.8%	75.1%
合計	1,028	129	811	940	91.4%	84.8%

※ 令和元年度山口県調査の結果を基にした国・県、市、民間建築物の用途別合計。市有建築物については計画策定時の状況を考慮している

表 7 ―昭和 56 年 5 月以前に建築された多数の者が利用する建築物等の状況

区分 所有者	棟数 (棟)	耐震診断済 (棟)	耐震診断率 (%)	耐震性あり (棟)			耐震化率 (%)
				耐震診断の結果 で耐震性あり	耐震改修済	計	
本 市	31	28	90.3%	15	13	28	90.3%
民 間	131	72	54.9%	33	26	59	45.0%
国・県	55	52	94.5%	15	27	42	76.3%
計	217	152	70.0%	63	66	129	59.4%

※ 大学等は、民間で区分している

表 8 ―耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の状況 (棟数別) 【令和元年度末】

	公共 民間 の別	棟数	耐震性あり (棟) (改修済含む)	耐震化率	耐震性なし (棟)	耐震改修等の 見込み (注1) (棟)	令和 7 年度 耐震化率 見込み	(注2)
要緊急安全確認	公共建築物	8	8	100%	0	—	100%	
大規模建築物	民間建築物	14	3	21.4%	11	11	100%	
計		22	11	50.0%	11	11	100%	

※ 要安全確認計画記載建築物は山口県・本市共に指定されていないため省略

※ (注 1) 耐震改修等には除却を含む

※ (注 2) 「概ね解消」を目標とする

(3) 市有建築物

多数の者が利用する建築物等のうち市有建築物は市内に 152 棟あり、そのうち耐震性があるとされる建築物は 150 棟で、耐震化率は 98.6%となっています。(表 9 参照)

市有建築物 152 棟のうち、昭和 56 年 5 月以前に建築された建築物等は 31 棟となっています。このうち、耐震性があるとされる建築物は、28 棟と 90%を占めています。(表 7,9 参照)

表 9 ―市有建築物の耐震化の状況 (用途別) 【令和元年度末】

建物用途	棟数	耐震性あり (棟)			耐震化率
		昭和56年 5月以前	昭和56年 6月以降	合計	
学校 (小中学校)	98	13	85	98	100.0%
体育館	8	1	7	8	100.0%
劇場、集会所、展示場等 (地域交流センター)	5	0	4	4	80.0%
市営住宅	27	9	18	27	100.0%
老人福祉センター、身体障害者福祉ホーム等、老人ホーム	1	1	0	1	100.0%
幼稚園、保育園	4	1	3	4	100.0%
庁舎等公益上必要な建築物 (庁舎、総合支所)	9	3	5	8	88.8%
その他	0	0	0	0	—
合計	152	28	122	150	98.6%

※ 対象とする建築物は、多数の者が利用する建築物 (P3 の表 1 「規模要件」参照) に該当する市有建築物

第3章 耐震化の目標

本市では、耐震化の現状や今後の施策効果等を考慮し、耐震化率の目標数値を以下のとおりとします。耐震化の状況については、住宅は「住宅・土地統計調査」に、多数の者が利用する建築物等のうち市有ほか国・県の建築物は、国の調査（注）に基づき、民間建築物は定期報告等を活用するなどの（実現可能な）方法で実態の把握を行うこととします。

※（注）国の調査：建築物の耐震診断、改修の状況調査（国土交通省）

（1）住宅

活断層型地震における想定死者数の約8割は「建物倒壊」が原因であり、さらには出火、火災延焼、避難者の発生など、被害拡大の要因は耐震化の不十分な住宅にあると考えられます。

住宅の耐震化率については、現状の87.5%を令和7年度までに、95%とすることを目標とします。

この目標を達成するためには、現状の住宅数86,780戸のうち、耐震性がない住宅10,830戸を約4,339戸（推計）まで減少させる必要があります。

これを実現するためには、建替えや住替えの促進を図るとともに、耐震改修戸数を増加させる必要があります。（表10参照）

表10－住宅の目標

平成30年度			→	令和7年度
居住世帯のある住宅数合計		86,780戸		95%
	うち耐震性あり	75,950戸		
	耐震化率	87.5%		

（2）多数の者が利用する建築物等

多数の者が利用する建築物等のうち、耐震診断義務付け対象建築物については、令和7年度までに概ね解消する事を目標とします。

公共建築物は、国の国土強靱化地域計画等や県計画及び本計画に基づき、耐震化を推進していくこととし、民間建築物については、耐震改修等に対する支援制度を活用し、耐震化を促進していく必要があります。

表11－多数の者が利用する建築物等の目標

令和元年度			→	令和7年度
耐震診断義務付け対象建築物		22棟		概ね解消
	うち耐震性あり	11棟		
	耐震化率	50.0%		

また、避難路・緊急輸送道路沿道建築物については現在、通行障害建築物の要件にあてはまる耐震性のない建築物はありませんが、今後、避難路・緊急輸送道路の指定や見直しを行った場合は、新たに指定等された避難路・緊急輸送道路沿道建築物は、耐震診断により耐震性の確認を行い、耐震改修等により耐震化を図ることにより、緊急輸送ネットワークが確保されることを目標とします。

(3) 市有建築物

多数の者が利用する建築物等のうち市有建築物については、これまで耐震化を進めてきた結果、現状の耐震化率が98.6%となっています。今後は、劇場、集会所、展示場等及び庁舎等公益上必要な建築物についても引き続き耐震化を促進していくため、表12のとおり、目標値は100%とします。なお、劇場、集会所、展示場等については、全ての施設が令和7年度までに耐震改修が実施されることとなっています。

市有建築物にはこのほか、本計画の対象とならない規模、用途の建築物があり、これらの中には、震災時に応急活動の拠点として使用される建築物もあると想定されるため、耐震性が不明なものについては耐震診断を実施するなど、耐震化を推進します。

表12－市有建築物の各用途別目標

建物用途	令和元年度末 の棟数	令和元年度末 の耐震化率	目標値
学校（小中学校）	98	100.0%	100.0%
体育館	8	100.0%	100.0%
劇場、集会所、展示場等（地域交流センター）	5	80.0%	100.0%
市営住宅	27	100.0%	100.0%
老人福祉センター、身体障害者福祉ホーム等、老人ホーム	1	100.0%	100.0%
幼稚園、保育園	4	100.0%	100.0%
庁舎等公益上必要な建築物（庁舎、総合支所）	9	88.8%	100.0%
その他	0	－	100.0%
合計	152	98.6%	100.0%

※ 対象とする建築物は、多数の者が利用する建築物（P3の表1「規模要件」参照）に該当する市有建築物

第4章 推進施策

令和7年度までに耐震化率を目標数値に引き上げるためには、昭和56年5月以前に建築された、耐震性が不十分な建築物の耐震改修や建替えを促進させる必要があります。

昭和56年5月以前の建築物の中には、耐震性が十分なものと想定されますが、耐震診断を行っていないため、その実態が把握出来ていない状況です。このため、耐震改修や建替えが促進されていない要因の一つと推測されます。

本市では、既に国・県の補助事業等を活用した助成制度を創設していますが、今後の利用状況を勘案し、制度の拡充をより一層図っていきます。

4-1 各種民間建築物に対する支援施策

(1) 耐震診断・耐震改修

本市では、国・県の補助事業を活用し、民間建築物の耐震診断・耐震改修に係る費用の一部を補助します。なお、住宅の耐震化については、毎年「山口市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」（別掲）を作成し、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を促進します。

また、土砂災害特別警戒区域内の既存建築物で土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していない、居室を有する建築物に対し、補強に係る改修費用の一部を補助します。

表13－建築物の耐震診断に係る補助

事業名	対象	補助率・額
木造住宅耐震診断事業	木造一戸建て住宅	診断費用の100% (上限6万円)
多数利用建築物耐震診断事業	一定規模以上の病院等の建築物	診断費用の2/3 (上限100万円)
緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業	緊急輸送道路沿道の建築物（倒壊により緊急輸送道路の通行を妨げるおそれのある建築物）	診断費用の2/3 (上限200万円)

表14－建築物の耐震改修に係る補助（土砂災害に対する補強を含む）

事業名	対象	補助率・額
木造住宅耐震改修事業	木造一戸建て住宅	改修費用の80% (上限100万円) ※その他、所得税の特別控除、 固定資産税の減額措置あり
緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業	緊急輸送道路沿道建築物（倒壊により緊急輸送道路の通行を妨げるおそれのある建築物）	改修費用の2/3 (上限800万円)
住宅・建築物土砂災害対策改修事業	土砂災害特別警戒区域内の居室を有する建築物	改修費用の23% (上限75.9万円)

事業名	対象	補助率・額
要緊急安全確認大規模建築物補強設計事業	要緊急安全確認大規模建築物	補強設計費用の 2/3 (上限は建物規模による)
要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業	要緊急安全確認大規模建築物	改修費用の 23% (上限は建物規模による)

また、要緊急安全確認大規模建築物等のうち、耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項第 1 号及び 2 号に規定するものの耐震等に要する費用については、国及び県と協調し助成を行います。

(2) ブロック塀等倒壊対策

平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部を震源とする地震によりブロック塀等が倒壊し、命を落とす重大な被害が発生しました。これを踏まえブロック塀等の安全確保の促進のため、除却・改修等に対する支援制度が創設されました。

ブロック塀等は、地震時に倒壊した場合人的被害が出る可能性があることから、避難路沿道の倒壊のおそれのあるブロック塀等の安全対策について周知を図るとともに、除却に対する支援を行います。

また、ブロック塀等の代わりに生け垣を設置するなど、地震時に危険の少ない方法への転換に関する助成についてもホームページ等を活用し情報提供を行います。

【避難路】

- ①通学路（小・中学校が把握している経路）
- ②山口市地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路等緊急輸送施設の道路

表 1 5－ブロック塀等の倒壊対策に対する補助

事業名	対象	補助率・額
避難路沿道等ブロック塀等除却事業	避難路沿道に面している高さ 80 cmを超えるブロック塀等	対策費用の 2/3 (上限 10 万円)

※ 除却に要する費用については、国及び県と協調し、助成を行います

(3) 私立学校等の耐震化促進

私立学校（小・中学校）及び私立幼稚園に対しては、耐震診断・改修等に係る費用の一部を助成する国・県の補助事業を活用し、耐震化を促進します。

(4) 所得税額の特別控除

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された個人住宅を耐震改修した場合、所得税額から一定の額が控除される制度について、ホームページ等を活用し情報提供を進めます。

(5) 固定資産税額の減額措置

昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅を耐震改修した場合、120 m²相当部分につき、工事の時期により異なりますが、固定資産税が一定期間 2 分の 1 に減額される制度について、ホームページ等を活用し情報提供を進めます。

4-2 地震時の建築物の総合的な安全対策

(1) 窓ガラスの落下防止対策

昭和 53 年に発生した宮城県沖地震における窓ガラスの落下による人身事故の発生を受け、窓ガラスの固定方法等の建築基準法関連告示が改正（注）されました。

その後、平成 17 年 3 月に発生した福岡県西方沖地震において、繁華街にある既存不適格の商業施設の窓ガラスが落下し、多くの負傷者が出たことにより、この問題が再認識されています。

さらに、東日本大震災では、建物の外装材が剥離・落下する被害が多数確認されたことから、現行基準に適合しない窓ガラスの落下防止とあわせて、外壁の落下防止について、定期報告の提出時や建築物防災週間などにおける立入調査時、防災パトロール等の実施時に改修・改善等指導を行います。

※（注）建築基準法関連告示改正：屋外に面したはめこし窓のガラス施工の場合、硬化性シーリング材を使用しないように基準が改正されました（昭和 53 年）

(2) 大規模建築物における天井崩落対策

平成 13 年に発生した芸予地震により、学校の体育館の天井が崩落したことを受けて、天井の振止めの設置やクリアランス（適切な隙間）を取るなどの技術基準（「大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策について（技術的助言）」（平成 15 年 10 月国住指第 2402 号））が作成されました。

その後、平成 17 年 8 月の宮城県沖地震において、技術基準に適合していない屋内プールの天井が崩落し、負傷者が出たことを受け、体育館などの大規模空間を有する建築物について国から再度、技術基準への適合が求められました。

さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において、大規模空間を有する建築物の天井が脱落した事案が多数生じたことから、平成 25 年 7 月に、建築基準法施行令が改正され、天井の脱落防止措置の基準が定められたことに伴い、建築物の定期調査報告に係る調査方法が見直されました。

このため、耐震改修等の大規模な修繕や定期調査時を捉え、技術基準に適合するように既存建築物の所有者・管理者に対して指導・助言を行います。

(3) 地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止対策

平成 17 年 7 月に発生した千葉県北西部を震源とする地震において、エレベーターの故障・損傷等や閉じ込め事故が発生したことを踏まえ、エレベーターの地震対策について早急に取り組む必要があります。

この地震では、人身危害の可能性のある故障・損傷もありましたが、平成 10 年以降の「昇降機耐震設計・施工指針」（注 1）（以下、「新指針」という。）によるエレベーターでの故障等は発生していなかったことが報告されています。

このため、新指針に適合しない既存エレベーターについて、新指針と同等の耐震化を図る改修・改善等を行うよう啓発するとともに、閉じ込め事故防止のため地震時管制運転装置（注 2）の設置もあわせて指導を行います。

※（注 1）昇降機耐震設計・施工指針：建設省（現国土交通省）から委託を受けた（財）日本建築センターに設置された「昇降機耐震設計・施工指針検討委員会」が昇降機の耐震設計、施工について一般的な指針を定めたもの

※（注 2）地震時管制運転装置：地震感知器との連動で、地震発生時に自動的にエレベーターを最寄階に停止させ乗客の安全を図るもの

(4) 建築設備の転倒防止対策

東日本大震災では、住宅に設置されていた電気給湯器の転倒被害が多数発生したことから、建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1388 号）に基づき給湯設備等の転倒防止の指導を行います。

(5) 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、県計画では、「山口県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成 27 年見直し）における第 1 次緊急輸送道路を、耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 3 号に定める道路として指定しています。

今後、県が指定した道路以外で、特に、人口集中地域、密集市街地における道路について、地震時の避難路確保の観点から指定の必要性の有無を調査し、必要な対策を講じていきます。本市に係る緊急輸送道路の路線は次のとおりです。

表 16 - 本市内の緊急輸送道路路線一覧

道路種別	路線名
高速道路	中国縦貫自動車道、山陽自動車道
一般国道	2 号、9 号、190 号、262 号、315 号、376 号、435 号、489 号
主要地方道	山口宇部線、宇部防府線、山口秋穂線、大海秋穂二島線
一般県道	厳島早間田線

4-3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発

(1) 地震に備えた建築物の総合的な安全対策

平成 17 年の福岡県西方沖地震や宮城県沖地震などで見られるように、地震の発生により、建築物本体以外の窓ガラスや天井といった部材の落下等による人身事故や、ブロック塀等の倒壊、エレベーター内の閉じ込め事故等が起きています。また、家具類の転倒による負傷や避難経路の閉塞等も大きな被害に繋がる可能性があります。

地震による被害を防止するためには、建築物本体の耐震化だけでなくこれらの部材、家具等についても耐震化を図る必要があります。

建築基準法に基づく定期報告（注）対象建築物については、定期報告の提出時や立入調査等の機会を捉え、現行基準に適合していないと考えられる建築物に対して、耐震改修等を実施するように指導・助言などを行います。

なお、現在、定期報告の対象建築物に該当しない体育館等についても、地震災害時に避難場所等になることが想定されることから、今後、定期報告の対象に追加するなどの措置を講じ、定期報告の提出時等の機会に耐震性向上を図ります。

※（注）定期報告：病院、劇場、映画館、店舗等の建築物のうち特定行政庁が規則で指定する一定規模以上の建築物の所有者等は、一級建築士等の有資格者に損傷、腐食等の状況の調査をさせ、その結果を特定行政庁に報告する制度

(2) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修を促進するためには、設備の更新や、バリアフリー化、リニューアル等のリフォームの機会を捉えることが効果的です。

このため、リフォームとあわせて耐震改修が行われるよう、山口県で作成・貸出を行っている住宅耐震化普及のための展示パネルやセミナー等を活用して、そのメリットやその手法に関する情報提供を行います。

(3) 地震防災関連情報の公表

建築物の耐震化にあたり、建築物の所有者等の意識向上を図るためには、発生のおそれのある地震の概要や地震による危険性の程度等の資料を公表し活用することが求められます。

本市では、平成 22 年度に既存のデータ・情報を活用し、市街地の状況や地形・地盤の状況を踏まえた地震ハザードマップを作成しました。このマップを活用し、市民にわかりやすい地震防災に関する情報の提供を行います。

地震ハザードマップは、市内全戸へ配布を行い、同時に市ホームページ（オープンマップ@山口市）でも公表しています。

(4) リーフレットや耐震改修事例集等の活用

地震被害の状況や耐震診断問診票、また、安心できる住まいの提案等を掲載したリーフレットや、リフォームにあわせた住宅の耐震改修方法を紹介する事例集等を、相談窓口等に設置するとともに、ホームページ等を活用し情報提供を行います。

(5) 優良技術者の紹介

講習会の受講修了者を登載した「山口県木造住宅耐震診断・改修技術講習会受講修了者名簿」を相談窓口において紹介するなど、優良な技術者の情報提供を行います。この名簿は、県ホームページにおいて公表されています。

(6) 優良事業者の紹介

山口県ゆとりある住生活推進協議会が運営する「ハウスポ！やまぐち」を活用し、「家づくりの事業者」を相談窓口において紹介するなど、耐震診断・耐震改修の事業者情報の閲覧や情報提供を行います。

(7) 相談体制の充実

建築物の耐震化について市民の相談に適切に対応できるよう開発指導課における相談体制の充実を図り、耐震診断・改修をはじめ、助成制度、税制等について、相談や情報提供など一元的な体制づくりを行います。（相談窓口は右のとおりです。）

また、耐震改修等の研修会、講習会への参加等を通じて、相談を受ける職員の能力向上を図ります。

なお、県においても本庁（建築指導課及び住宅課）及び土木建築事務所に耐震相談窓口を設置しています。本市に関連する相談窓口とその連絡先は、次のとおりです。

相談窓口

開発指導課
083-934-2847

表 1 7 - 本市に関連する県の相談窓口と連絡先

窓口名称・団体名	担当課等	電話番号
山口県土木建築部建築指導課	指導班	083-933-3835
山口県土木建築部住宅課	民間住宅支援班	083-933-3883

(8) 自治会、自主防災組織との連携

地震対策の基本は、「自らの命は自ら守る」という自助が基本ですが、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助も大切であり、自治会等の単位で地震についての対策を行うことが重要と考えられます。

市は、自治会等における住民間の連携や、日ごろからの地震に対する意識などの備えのため、自治会等と連携した対策を検討します。

自治会等との連携活動として、地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災対策の啓発・普及を行い、また、地域全体での耐震化の促進や危険なブロック塀等の改修・撤去等の取組を行うことや、各家庭での家具の転倒防止策の推進などが重要です。市としては、これらの活動について出前講座による講習会など必要な支援を行います。

(9) 地震保険の加入促進

山口県全体では、地震保険の世帯加入率は、27.9%と全国平均を 5.2 ポイント下回（損害保険率算出機構統計集（2019 年度））っています。地震が発生した場合には、倒壊した家屋を持つ被災者は多くの負債を抱えることになる場合が多く、自らの財産を保護するためには、地震保険への加入も有効な手段と考えられることから、パンフレットの活用などにより地震保険への加入を促進します。

(10) 地震被災建築物応急危険度判定等の実施

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の危険度判定が必要な場合は、市は県と連携を図り、判定実施本部等を設置し、必要な措置を行います。また、災害救助法に規定する応急仮設住宅の建設が必要な場合には、迅速に仮設住宅の建設を行うとともに、市営住宅等の公的賃貸住宅の入居支援等を行います。

さらに、被災した住宅・建築物についての相談業務等、地震被災時においても、適切な対応を行います。

(11) 固定資産税納税通知書へのダイレクトメールの同封

市内に住宅を所有する方に対し、固定資産税納税通知書にダイレクトメールを同封して送付し、耐震改修の必要性や補助制度の周知を行うことで、耐震化を促します。

4-4 耐震改修促進法に基づく耐震診断及び耐震改修の促進の概要

(1) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断結果の公表

耐震診断結果については、平成 28 年度に市ホームページ上に公表しました。

今後は、該当建築物の耐震改修等の実施状況にあわせて、適宜ホームページの更新を行います。

(2) 耐震改修促進法第 15 条第 1 項の規定に基づく特定既存耐震不適格建築物の指導及び助言等の実施

昭和 56 年 5 月以前に建築された特定既存耐震不適格建築物について、耐震性のない建築物の所有者に対して、耐震改修等の対策を行うよう指導及び助言を行います。

また、その建築物の耐震化に係る計画等の報告を求め、その進捗状況について管理し、県との連携により適切な指導及び助言を継続して行います。

(3) 耐震改修促進法第 15 条第 2 項の規定に基づく特定既存耐震不適格建築物の指示の実施

特定既存耐震不適格建築物について、以下の順に指示を行います。

- ① 災害時の避難施設や防災上重要な建築物
- ② 地震時にその入居者等が自力で避難することが困難な建築物
- ③ 不特定多数の者が利用する建築物
- ④ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

また、指導及び助言を行っても耐震診断・耐震改修が実施されない場合においては、さらに実施を促し、その協力が得られない場合には、具体的に実施すべき事項を示した指示書の交付等を行います。

(4) 耐震改修促進法第 15 条第 3 項の規定に基づく特定既存耐震不適格建築物の公表

特定既存耐震不適格建築物について、指示を行ったにもかかわらず、その指示に従わずに、耐震診断・耐震改修が実施されない場合には、その旨をホームページ等により公表します。

第5章 推進体制

5-1 市の取組

市は、建築物の所有者が行う耐震診断及び耐震改修を支援するため、関係機関と連携して以下のことを実施していきます。

表 1 8 - 市の取組内容

市の取組	内容
市有建築物の耐震改修等の計画的な実施	市有建築物 152 棟のうち、約 6%を占める庁舎等公益上必要な建築物については、現状の耐震化率が約 89%であることから、国の補助事業等を活用し、計画的に耐震改修や建替を進めていきます。 また、防災上の拠点となる施設やその他の施設についても、耐震改修や建替を計画的に進めていきます。
耐震改修等の実施、促進	● 民間建築物の耐震診断、改修の促進 ● 耐震改修が必要な建築物の耐震改修等への誘導 ● 耐震診断等に対する補助事業の実施 ● 税制優遇のための証明書の発行 ● 緊急輸送道路の指定 ● 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の公表 ● 耐震改修促進法第 14 条の規定に基づく特定既存耐震不適格建築物に対する指導・助言・指示・公表 ● 耐震改修促進法第 17 条第 3 項の規定に基づく計画の認定 ● 耐震改修促進法第 22 条第 2 項の規定に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定 ● 耐震改修促進法第 25 条第 2 項の規定に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定
所有者等に対する普及啓発、情報提供	● 耐震診断・改修の相談窓口の設置・運営 ● 所有者等に対する耐震性向上に関する情報提供等 ● 自治会組織との連携による建築物の耐震性向上や家具の転倒対策の啓発 ● ブロック塀等の倒壊防止対策の啓発 ● 地震防災関連情報を公開し注意喚起の実施
県、建築関係団体との連携	● 県、建築関係団体との連携体制の構築

5-2 建築物所有者等の取組

建築物の耐震化は、所有者等の積極的な取組が不可欠であり、所有者等は以下のことに努めることとします。

表 19 – 建築物所有者等の取組内容

建築物所有者の取組	内容
建築物の耐震化	● 自らが所有・管理する建築物の耐震性を確認するための耐震診断の実施 ● 耐震診断の結果を踏まえた耐震改修の実施又は建替

5-3 建築関係技術者の取組

市が実施する耐震改修等を促進するための施策への協力や、専門的知識を有する建築関係技術者として所有者への適切な助言等、以下のことを実施します。

表 20 – 建築関係技術者の取組内容

建築関係技術者の取組	内容
所有者等に対する普及啓発、情報提供	● 所有者等に対する耐震性向上に関する適切な助言
耐震改修等の実施	● 耐震改修等の業務の適切な実施
耐震改修等技術の向上、知識の習得	● 耐震診断・改修講習会等の受講、受講者名簿への登録 ● 耐震診断、改修等に関する技術の向上、知識の習得

5-4 住宅・建築関係団体の取組

市が実施する建築物の耐震化を促進するための施策への協力や、中立的な立場から建築物の所有者等への適切な助言や所有者、技術者及び行政等と連携し、以下のことを実施します。

表 21 – 住宅・建築関係団体の取組内容

住宅・建築関係団体の取組	内容
所有者等に対する普及啓発、促進	● 耐震診断・耐震改修等相談窓口の設置・運営 ● 改修講習会等の実施 ● 耐震診断を行う者に対する情報提供
技術者の養成	● 耐震診断・耐震改修に関する技術者研修の実施等
市との連携	● 耐震診断・改修の促進のための市との連携強化

5-5 自治会、自主防災組織の取組

自治会等は、建築物の耐震化の促進について、以下のことを実施します。

- 地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害時においての効果的な防災活動
- 防災活動のみに限定することなく、平常時の活動についても工夫し、自主防災組織率の向上及び形骸化の防止

第6章 その他

この計画に定めるもののほか必要な事項は別途定める。

附 則

この計画は、計画期間満了後も新たな計画を定めるまでの間は、なおその効力を有する。

参考資料

参考資料- 1 基本方針(国土交通省告示第 184 号)

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成 18 年 1 月 25 日
国土交通省告示第 184 号

最終改正 平成 30 年 12 月 21 日 国土交通省告示第 1381 号

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては、塀に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針(平成十七年九月中央防災会議決定)において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成二十六年三月中央防災会議決定)において、十年後に死者数を概ね八割、建築物の全壊棟数を概ね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成二十七年三月閣議決定)においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第 22 条第 3 項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物(以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。))については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第 8 条第 1 項(法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第 9 条(法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成 7 年建設省令第 28 号。以下「規則」という。)第 22 条(規則附則第 3 条において準用する場合を含む。)の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第 12 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物(別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。))第 1 第 1 号又は第 2 号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。)については速やかに建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第 15 条第 2 項に規定する特定既存耐震不適格建築物(以下「指示対象建築物」という。)については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物(指示対象建築物を除く。)については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第 15 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第 16 条第 1 項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第 2 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第 32 条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター(以下「センター」という。)が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者頼ればよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこと

とする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習(規則第 5 条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。)の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターへの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第 3 条第 2 項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告(平成 27 年 12 月)を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成 25 年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約 5,200 万戸のうち、約 900 万戸(約 18 パーセント)が耐震性が不十分であり、耐震化率は約 82 パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成 15 年の約 1,150 万戸から 10 年間で約 250 万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは 10 年間で約 55 万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第 14 条第 1 号に掲げる建築物(以下「多数の者が利用する建築物」という。)については、約 42 万棟のうち、約 6 万棟(約 15 パーセント)が耐震性が不十分であり、耐震化率は約 85 パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画(平成二十八年三月閣議決定)における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成三十二年までに少なくとも九十五パーセントにすることを目標とするとともに、平成三十七年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。耐震化率を九十五パーセントとするためには、平成二十五年から平成三十二年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸(うち耐震改修は約百三十万戸)とする必要があり、建替え促進を図る

とともに、耐震改修のペースを約三倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約四万棟(うち耐震改修は約三万棟)とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを約二倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成 25 年から平成 32 年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約 130 万戸、多数の者が利用する建築物については約 3 万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図(以下「地震防災マップ」という。)、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画(以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。)を、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成三十年政令第三百二十三号。以下「改正令」という。)の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二2の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震

化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第 5 条第 3 項第 1 号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 10 号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第 5 条第 4 項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第 5 条第 3 項第 2 号又は第 3 号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。以下同じ。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が都道府県耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成七年政令第四百二十九号)第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第五条第三項第二号の規定に基づき当該都道府県耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、規

則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第 5 号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社(以下「機構等」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第 12 条第 3 項(法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。)又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあっては、当該市町村耐震改修促進計画を改正令の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第 6 条第 3 項第 1 号又は第 2 号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第六条第三項第一号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作

成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第 12 条第 3 項(法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。)又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第 22 条第 2 項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 120 号)の施行の日(平成 18 年 1 月 26 日)から施行する。
- 2 平成 7 年建設省告示第 2089 号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成 7 年建設省告示第 2089 号第 1 ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第 1 の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第 1 ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第 1 の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附 則 (平成 25 年 10 月 29 日国土交通省告示第 1055 号)

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成 25 年 11 月 25 日)から施行する。

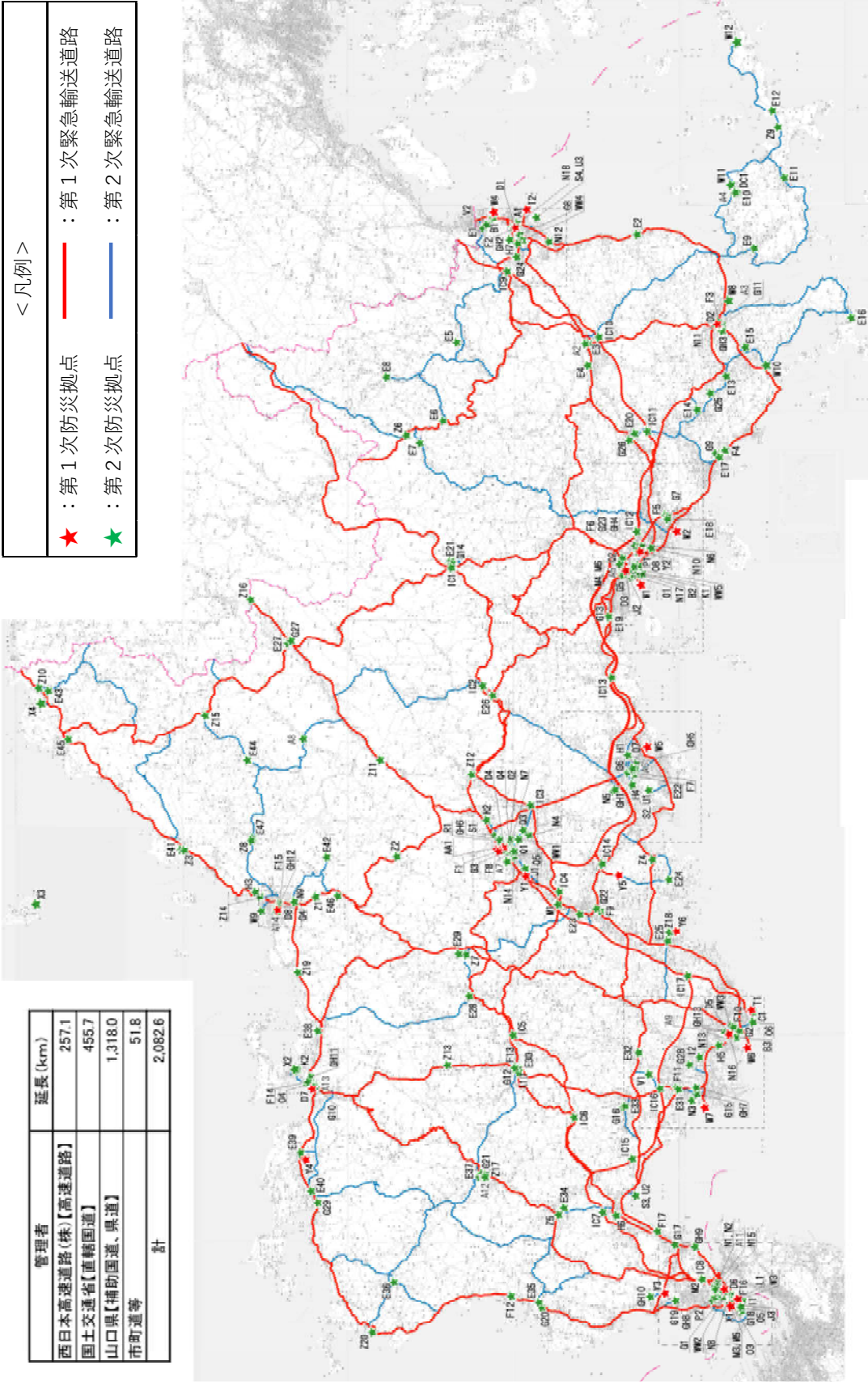
附 則 (平成 28 年 3 月 25 日国土交通省告示第 529 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 30 年 12 月 21 日国土交通省告示第 1381 号)

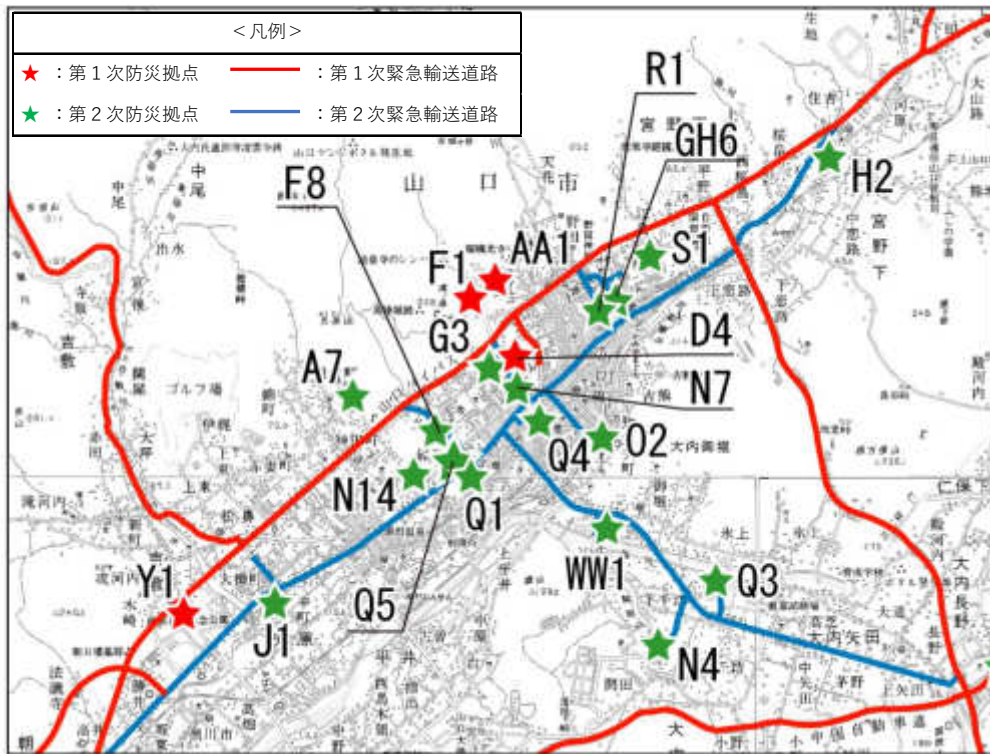
この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日(平成 31 年 1 月 1 日)から施行する。

山口県緊急輸送道路ネットワーク計画図



資料：「H27 緊急輸送道路ネットワーク計画図」（平成 27 年 山口県）

山口市拡大図



資料：「H27 緊急輸送道路ネットワーク計画図」（平成 27 年 山口県）

山口市内防災拠点一覧

拠点種類	拠点種別	施設名（平成27年時点）	記号
地方公共団体	地方公共団体	山口県庁	AA1
	道路管理者事務所	山口支所	A7
	広域生活圏域中心都市	山口市役所	D4
	水道局・ガス局	山口市上下水道局	WW1
	警察本部	山口県警本部	F1
	警察署	山口警察署	F8
	消防本部	山口市消防本部	G3
指定行政機関／ 指定地方行政機関	維持出張所	山口維持国道出張所	H2
	中国運輸局	山口運輸支局(本庁舎)	J1
	山口合同ガス(株)	山口支店	N4
	中国電力	山口支社	N7
	NTT	山口支店	N14
	西日本旅客鉄道(株)	山口地域鉄道部	O2
	NHK	山口放送局	Q1
	TYSテレビ山口	本社	Q3
	YAB山口朝日放送	本社	Q4
	FM山口	本社	Q5
	日本赤十字社	山口県支部	R1
自衛隊	陸上自衛隊	山口駐屯地	S1
救援物資等の備蓄拠点 又は集積拠点	広域輸送基地	維新百年記念公園	Y1
	災害医療拠点	山口赤十字病院	GH6

資料：「H27 防災拠点一覧」（平成 27 年 山口県）

参考資料- 3 多数の者が利用する建築物等

耐震改修促進法における規制対象一覧

用途	規模要件	指示対象要件	耐震診断義務付対象要件
● 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上 ※屋内運動場の面積 を含む	階数 2 以上かつ 1,500 ㎡以上 ※屋内運動場の面 積を含む	階数 2 以上かつ 3,000 ㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
● 上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	—	—
● 体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 1 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 1 以上かつ 5,000 ㎡以上
● ボーリング場、スケート場、水泳場その他 これらに類する運動施設 ● 病院、診療所 ● 劇場、観覧場、映画館、演芸場 ● 集会場、公会堂 ● 展示場 ● 百貨店、マーケットその他の物品販売業を 営む店舗 ● ホテル、旅館	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
● 卸売市場 ● 賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舍、下宿 ● 事務所		—	—
● 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの ● 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 2 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 2 以上かつ 5,000 ㎡以上
● 幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 ㎡以上	階数 2 以上かつ 750 ㎡以上	階数 2 以上かつ 1,500 ㎡以上
● 博物館、美術館、図書館 ● 遊技場 ● 公衆浴場 ● 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラ ブ、ダンスホールその他これらに類するもの ● 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これ らに類するサービス業を営む店舗 ● 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の 発着場を構成する建築物で旅客の乗降又 は待合の用に供するもの ● 自動車車庫その他の自動車又は自転車の 停留又は駐車のための施設 ● 保健所、税務署その他これらに類する公益 上必要な建築物	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
● 工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に 供する建築物を除く。）		—	—
● 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供す る建築物	政令で定める数量以上 の危険物を貯蔵又は処 理する全ての建築物 (P34 参照)	500 ㎡以上	階数 1 以上かつ 5,000 ㎡以上 (敷地境界線から一定距離以内に 存する建築物に限る)
● 避難路沿道建築物	耐震改修等促進計画で指定する避難路（P4【図 3】参照）の沿道建築物であって、前面道路幅員 の 1/2 超の高さの建築物（道路幅員が 12m 以下 の場合は 6m 超）（P4【図 4】参照）		耐震改修等促進計画で指定する 重要な避難路（P4【図 3】参照） の沿道建築物であって、前面道路 幅員の 1/2 超の高さの建築物（道 路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超）（P4【図 4】参照）
● 防災拠点である建築物	—	—	耐震改修等促進計画で指定する 大規模な地震が発生した場合に おいてその利用を確保すること が公益上必要な、病院、官公署、 災害応急対策に必要な施設等の 建築物

資料：「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7 年 10 月 建設省）

規制の対象となる危険物の数量及び敷地境界線からの距離

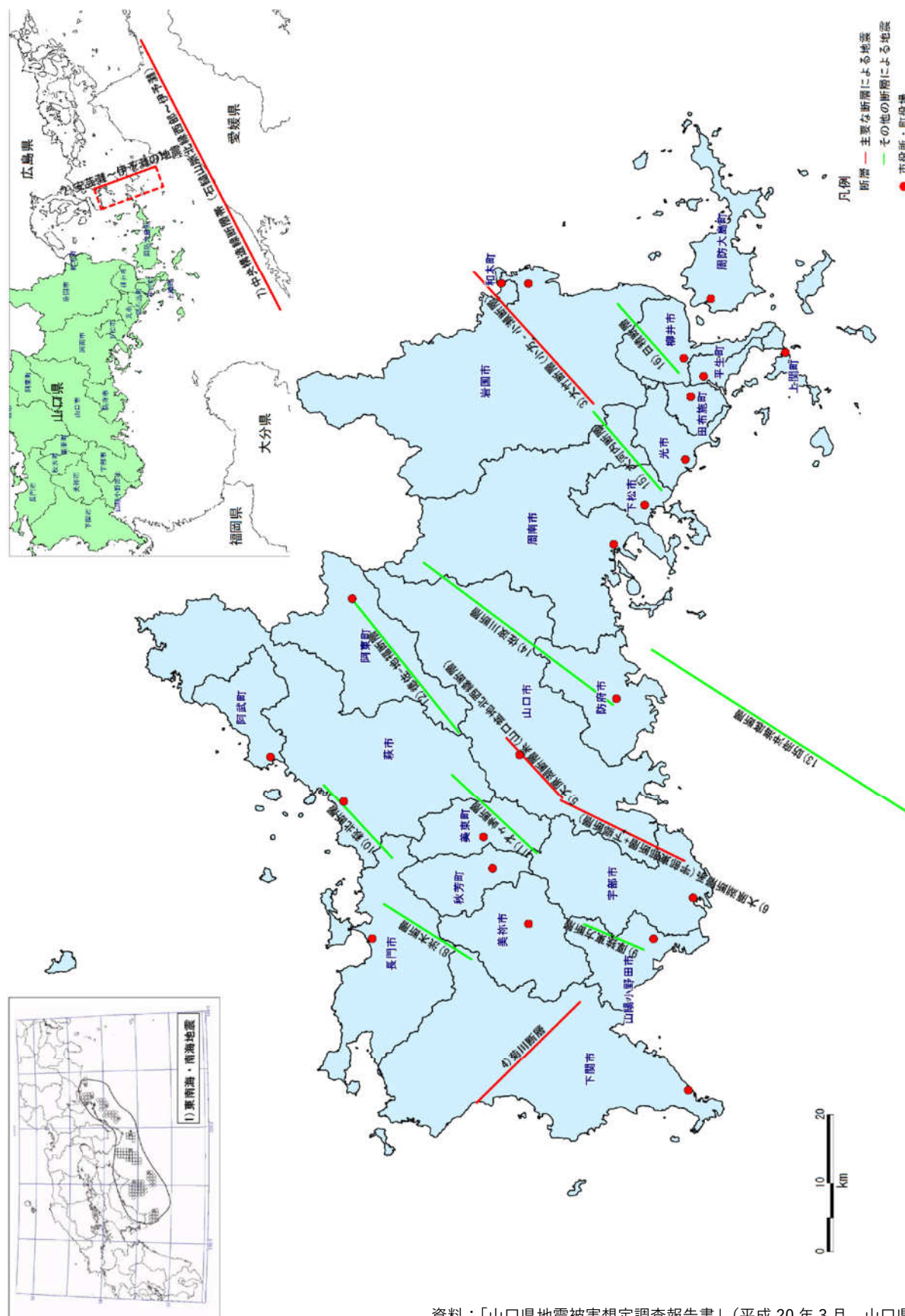
危険物の種類			危険物の数量	敷地境界線からの距離
1	火薬類	イ 火薬	10 t	火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号）において規定する第 1 種保安物件に対する保安距離（火薬類の種類及び数量により異なる。）
		ロ 爆薬	5 t	
		ハ 工業雷管、電気雷管、信号雷管	50 万個	
		ニ 銃用雷管	500 万個	
		ホ 実包、空包、信管、火管、電気導火線	5 万個	
		ヘ 導爆線、導火線	500 km	
		ト 信号炎管、信号火箭、煙火	2 t	
		チ その他火薬を使用した火工品	10 t	
		リ その他爆薬を使用した火工品	5 t	
2	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 7 項に規定する危険物		危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）別表第 3 の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量	50 m
3	危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類		30 t	50 m
4	危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類		20 m ³	50 m
5	マッチ		300 マッチトン	50 m
6	可燃ガス（第 7 号及び第 8 号に掲げるものを除く。）		2 万 m ³	13(1/3)m ≒ 13.33m
7	圧縮ガス		20 万 m ³	施設の内容により異なる。
8	液化ガス		2,000 t	施設の内容により異なる。
9	毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条第 1 項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）		20 t	—
10	毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）		200 t	—

※ マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で 7,200 個、約 120kg

資料：「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7 年 10 月 建設省）

参考資料-4 想定地震位置図、想定地震の諸元（山口県地震被害想定調査報告書より抜粋）

1. 想定地震位置図



資料：「山口県地震被害想定調査報告書」（平成 20 年 3 月 山口県）

2. 想定地震の諸元

想定地震の諸元（１）

想定地震※ ¹	地震 タイプ	震源位置		走向※ ²	傾斜※ ³
		東経（°）	北緯（°）	（°）	（°）
1) 東南海・南海地震	プレート間	—	—	—	—
2) 安芸灘～伊予灘の地震	スラブ内 (プレート内)	(北端) 132° 33' (南端) 132° 39'	(北端) 34° 07' (南端) 33° 53'	N20° W	135
3) 大竹断層（小方～小瀬断層）	内陸 (地殻内)	(北端) 132° 15' (南端) 132° 02'	(北端) 34° 14' (南端) 34° 05'	N48° E	90
4) 菊川断層	内陸 (地殻内)	(北端) 130° 55' (南端) 131° 05'	(北端) 34° 14' (南端) 34° 06'	N45° W	90
5) 大原湖断層系（山口盆地北 西縁断層）	内陸 (地殻内)	(北端) 131° 30' (南端) 131° 24'	(北端) 34° 12' (南端) 34° 07'	N48° E	90
6) 大原湖断層系（宇部東部断 層+下郷断層）	内陸 (地殻内)	(北端) 131° 24' (南端) 131° 18'	(北端) 34° 07' (南端) 33° 58'	N26° E	90
7) 中央構造線断層帯（石鎚山 脈北縁西部～伊予灘）	内陸 (地殻内)	(北端) 133° 14' (南端) 131° 59'	(北端) 33° 56' (南端) 33° 24'	N65° E	90
8) 渋木断層	内陸 (地殻内)	(北端) 131° 14' (南端) 131° 09'	(北端) 34° 21' (南端) 34° 14'	N32° E	90
9) 厚狭東方断層	内陸 (地殻内)	(北端) 131° 12' (南端) 131° 10'	(北端) 34° 05' (南端) 34° 01'	N23° E	90
10) 萩北断層	内陸 (地殻内)	(北端) 131° 26' (南端) 131° 19'	(北端) 34° 26' (南端) 34° 20'	N47° E	90
11) オヶ峠断層	内陸 (地殻内)	(北端) 131° 27' (南端) 131° 19'	(北端) 34° 16' (南端) 34° 09'	N43° E	90
12) 徳佐一地福断層	内陸 (地殻内)	(北端) 131° 43' (南端) 131° 31'	(北端) 34° 24' (南端) 34° 15'	N51° E	90
13) 防府沖海底断層	内陸 (地殻内)	(北端) 131° 39' (南端) 131° 23'	(北端) 34° 00' (南端) 33° 40'	N33° E	90
14) 佐波川断層	内陸 (地殻内)	(北端) 131° 47' (南端) 131° 33'	(北端) 34° 18' (南端) 34° 30'	N37° E	90
15) 大河内断層	内陸 (地殻内)	(北端) 132° 01' (南端) 131° 54'	(北端) 34° 05' (南端) 33° 59'	N49° E	90
16) 日積断層	内陸 (地殻内)	(北端) 132° 11' (南端) 132° 05'	(北端) 34° 03' (南端) 33° 58'	N49° E	90

※¹ 諸元設定における参考資料は以下のとおり

- ・東南海・南海地震：中央防災会議の東南海・南海地震等に関する専門調査会
- ・安芸灘～伊予灘の地震：広島県（2006）
- ・大竹断層、菊川断層、渋木断層は新編日本の活断層
- ・大原湖断層系の2断層は、山口県の活断層
- ・中央構造線：地震調査研究推進本部の長期評価
- ・その他の断層：新編日本の活断層（1991）、山口県の活断層

※² 断層などの傾斜した面と水平面との交線の延びていく方向を「走向」と呼ぶ

※³ 走向に直交する方向は最大傾斜を示し、その面の「傾斜」と呼ぶ

資料：「山口県地震被害想定調査報告書」（平成 20 年 3 月 山口県）

想定地震の諸元（２）

想定地震※1	長さ (km)	幅 (km)	上端深さ (km)	気象庁マグニ チュード M※2	モーメントマグニ チュード Mw※3	震源深さ (km) ※4
1) 東南海・南海地震	—	—	—	8.5	8.6	—
2) 安芸灘～伊予灘の地震	28.0	13.0	45.0	7.25	6.9	49.6
3) 大竹断層（小方～小瀬断層）	26.0	20.0	0.0	7.2	6.9	20.0
4) 菊川断層	21.0	20.0	0.0	7.0	6.7	20.0
5) 大原湖断層系（山口盆地北 西縁断層）	12.0	12.0	0.0	6.6	6.3	12.0
6) 大原湖断層系（宇部東部断 層+下郷断層）	20.0	20.0	0.0	7.0	6.7	20.0
7) 中央構造線断層帯（石鎚山 脈北縁西部～伊予灘）	130.0	15.0	0.0	8.0	7.6	15.0
8) 渋木断層	15.0	15.0	4.0	6.8	6.5	19.0
9) 厚狭東方断層	9.4	9.4	4.0	6.5	6.2	13.4
10) 萩北断層	14.6	14.6	4.0	6.8	6.5	18.6
11) オヶ峠断層	16.8	16.0	4.0	6.9	6.6	20.0
12) 徳佐～地福断層	25.1	20.0	0.0	7.2	6.9	20.0
13) 防府沖海底断層	44.1	16.0	4.0	7.6	7.2	20.0
14) 佐波川断層	34.4	16.0	4.0	7.4	7.0	20.0
15) 大河内断層	15.1	15.1	0.0	6.8	6.5	15.1
16) 日積断層	13.4	13.4	4.0	6.7	6.4	17.4

※1 諸元設定における参考資料は以下のとおり

- ・東南海・南海地震：中央防災会議の東南海・南海地震等に関する専門調査会
- ・安芸灘～伊予灘の地震：広島県（2006）
- ・大竹断層、菊川断層、渋木断層は新編日本の活断層
- ・大原湖断層系の2断層は、山口県の活断層
- ・中央構造線：地震調査研究推進本部の長期評価
- ・その他の断層：新編日本の活断層（1991）、山口県の活断層

※2 気象庁によって報道発表されているマグニチュードで、地震時の地面の動き（変位）の最大値から計算される変位マグニチュード

※3 断層の面積と断層すべり量の積に比例する量であり、物理的な意味が明確で、他のマグニチュードにない利点がある（本調査では、地震動予測にこの値を使っている）

また諸元設定における参考資料等は以下のとおり

- ・東南海・南海地震：中央防災会議の東南海・南海地震等に関する専門調査会
- ・安芸灘～伊予灘の地震：広島県（2006）
- ・地殻内地震は、 $M_w = 0.879M + 0.536$

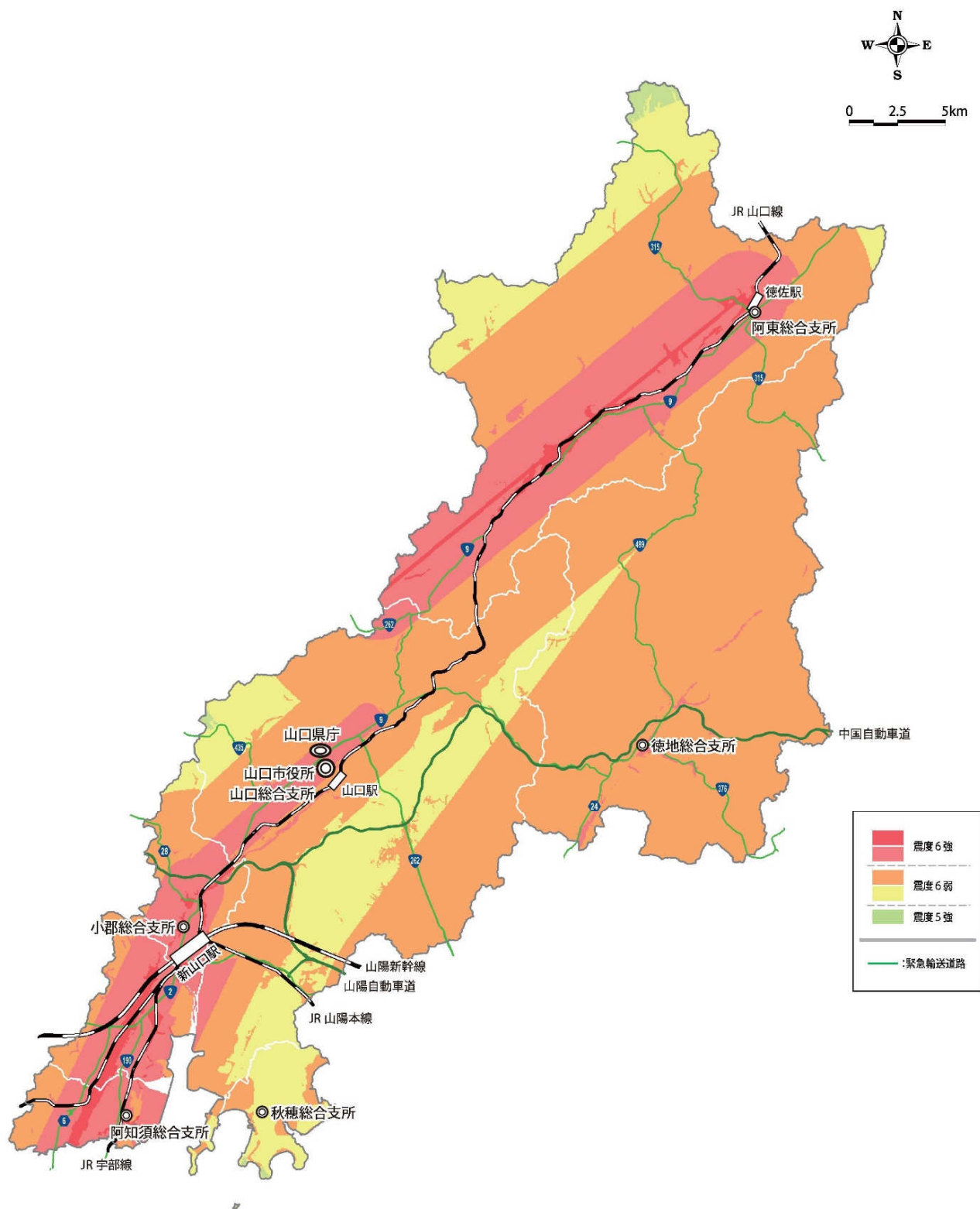
※4 震度が大きく算出されるよう断層下端に設定

資料：「山口県地震被害想定調査報告書」（平成 20 年 3 月 山口県）

参考資料-5 ゆれやすさマップ

「地震防災マップ作成技術資料 平成 17 年 3 月 内閣府（防災担当）」にしたがって作成した「ゆれやすさマップ」は以下のとおりです。

ゆれやすさマップ（山口市）



資料：「地震防災マップ作成技術資料」（平成 17 年 3 月 内閣府（防災担当））

参考資料- 6 山口県地震・津波被害想定調査報告書

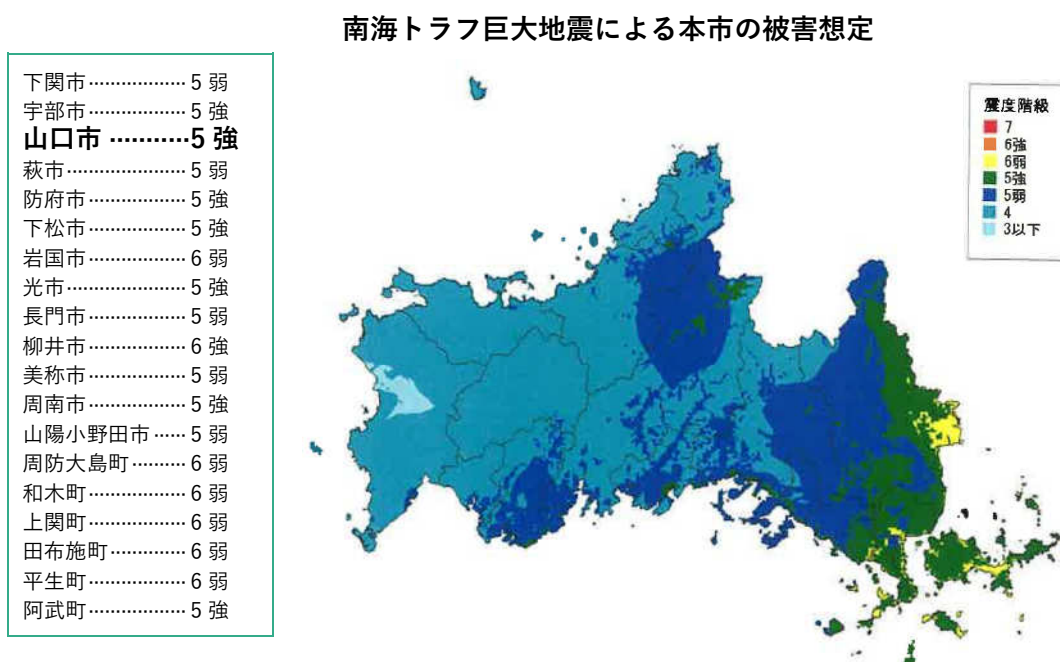
山口県地震・津波被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月）では、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、南海トラフ沿いで発生する大規模地震被害における対策を検討するにあたり、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」を想定することが必要であるとの認識のもと、地震動予測や津波浸水シミュレーションを行い、人的・物的被害及び経済被害の定量的な推計を行っています。

本調査では、地震動・津波により山口県全域において、大きな被害が想定される南海トラフ巨大地震^(※)を対象としており、発生季節と発生時刻及び風速を設定して被害想定を行っています。

※山口県で最も被害が最大の地震動「陸側ケース」、津波「四国沖～九州沖」を想定しています。

(1)想定される地震規模

南海トラフ巨大地震の発生に伴い想定される地震規模は次のとおりであり、本市においては 5 強と想定されています。



資料：「山口県地震・津波被害想定調査報告書」（平成 26 年 3 月 山口県）

(2)南海トラフ巨大地震の被害想定結果一覧

南海トラフ巨大地震の被害想定結果は以下のとおりです。

南海トラフ巨大地震の被害想定結果一覧

想定項目		地震規模	M9.0
		地震タイプ	プレート間
地震動・液状化	最大震度		震度6強
	震度6弱以上のエリア位置		岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町
	液状化危険度がかなり高い面積（PL>15の面積率）		県全面積の1.6%
土砂災害	発生危険度が高い箇所	急傾斜地崩壊	402箇所
		地すべり	31箇所
		山腹崩壊	91箇所
津波	最高津波水位（重ね合わせ） 最高津波到達時間（重ね合わせ） 1cm以上の浸水面積 *		T.P.+3.8m（下関市、柳井市、平生町） 最短で約2時間 8,069ha
津波被害 （被害が最大）	全壊の主な原因（割合）		津波(59%)、液状化(30%)
	全壊棟数・焼失棟数（うち津波が原因）**		5,926棟(3,454棟)
	【焼失棟数】		31棟
	半壊棟数（うち津波が原因）		43,021棟(32,968棟)
人的被害 （被害が最大）	死者の主な原因（割合）		津波(95%)
	死者数（うち津波が原因）***		614人(582人)
	負傷者数（うち建物崩壊、津波が原因）****		1,477人(1,353人、118人)
	重症者数（うち建物倒壊、津波が原因）**		98人(55人、40人)
	災害時要援護者数 ****		17人
	自力脱出困難者 ****		85人
	津波被害に伴う要救助者 ***		1,438人
ライフライン 被害	上水道（直後の断水人口）		210,612人
	下水道（直後の機能支障人口）		6,275人
	電力（直後の停電軒数）**		14,432軒
	通信（直後の固定電話不通回線数）**		9,381回線
	ガス（直後の供給停止戸数）		0戸
交通施設 被害	緊急輸送道路（被害箇所数）		41箇所
	道路 （被害箇所数）	津波浸水域外	344箇所
		津波浸水域	115箇所
	鉄道 （被害箇所数）	津波浸水域外	188箇所
		津波浸水域	52箇所
生活支障	港湾（被害度がかなり高い岸壁数）		4岸壁
	避難者（1日後の避難者数）**		167,643人
	帰宅困難者数（平日の昼間）		57,154人
	物資不足量（1日後の食糧不足量）**		不足しない
	仮設トイレ不足量（1日後の必要基数）**		不足しない
その他 施設等 被害	医療機能支障（医療需要過不足数）		不足しない
	石油コンビナート（被害箇所数）		60箇所
	孤立集落（孤立世帯数）		1,818世帯
	重要施設（機能支障可能性がある施設数）**		27箇所
	ため池（破堤による災害発生の危険性が高い箇所数）		6箇所
	災害廃棄物 発生量 **	災害廃棄物	61万トン
		津波堆積物	222～471万トン
経済被害	道路閉塞（道路リンク閉塞率）の多い市町		山口市、岩国市、周防大島町、和木町
	直接被害 **		約1.2兆円

※ 被害は山口県全域での集計値

※ *: 大すべり域、超大すべり域が1か所（四国沖～九州沖）のケース

※ **: 冬の夕方18時かつ風速15m/sの場合の被害量

※ ***: 夏の昼12時かつ風速15m/sの場合の被害量

※ ****: 冬の深夜かつ風速15m/sの場合の被害量

資料：「山口県地震・津波被害想定調査報告書」（平成26年3月 山口県）

(3)本市の被害想定

南海トラフ巨大地震による本市の被害想定は、発生季節、時刻、風速で6パターンに分類し建物被害、人的被害の想定を行っております。

建物被害の最大棟数は、全壊が641棟、半壊は1,565棟、火災による建物被害（出火件数）は0棟と想定されており、人的被害の最大人数は、死者23人、負傷者7人、重傷者1人（負傷者の内数）と想定されています。

被害想定の基本データ

市町	人口（人）		建物棟数（棟）		
	昼間人口	夜間人口	木造	非木造	合計
山口市	198,863	196,628	79,552	36,382	115,934

資料：「山口県地震・津波被害想定調査報告書」（平成26年3月 山口県）

パターン別建物被害

パターン		全壊棟数（棟）					半壊棟数（棟）					火災による建物被害		
		原因別				合計	原因別				合計	出火件数 （件）	残出火件 数（件）	焼失棟数 （棟）
		揺れ	液状化	土砂災害	津波		揺れ	液状化	土砂災害	津波				
風速 15m/s	冬の夕方18時	0	323	0	318	641	28	68	0	1,469	1,565	0	0	0
	夏の昼12時	0	323	0	318	641	28	68	0	1,469	1,565	0	0	0
	冬の深夜	0	323	0	318	641	28	68	0	1,469	1,565	0	0	0
風速 3m/s	冬の夕方18時	0	323	0	318	641	28	68	0	1,469	1,565	0	0	0
	夏の昼12時	0	323	0	318	641	28	68	0	1,469	1,565	0	0	0
	冬の深夜	0	323	0	318	641	28	68	0	1,469	1,565	0	0	0

※ 小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある

資料：「山口県地震・津波被害想定調査報告書」（平成26年3月 山口県）

パターン別人的被害

パターン		死者（人）						負傷者（人）						重傷者（人）【負傷者の内数】						自力 脱出 困難 者 （人）
		原因別					合計	原因別					合計	原因別					合計	
		建物倒壊、 屋内収容物 移動・転倒	土砂 災害	火災	津波	その他		建物倒壊、 屋内収容物 移動・転倒	土砂 災害	火災	津波	その他		建物倒壊、 屋内収容物 移動・転倒	土砂 災害	火災	津波	その他		
風速 15m/s	冬の夕方18時	0 (0)	0	0	22	0	22	3 (6)	0	0	2	1	5	0 (0)	0	0	1	0	1	0
	夏の昼12時	0 (0)	0	0	21	0	21	3 (3)	0	0	1	0	4	0 (0)	0	0	0	0	1	0
	冬の深夜	0 (0)	0	0	23	0	23	4 (5)	0	0	3	0	7	0 (0)	0	0	1	0	1	0
風速 3m/s	冬の夕方18時	0 (0)	0	0	22	0	22	3 (6)	0	0	2	1	5	0 (0)	0	0	1	0	1	0
	夏の昼12時	0 (0)	0	0	21	0	21	3 (3)	0	0	1	0	4	0 (0)	0	0	0	0	1	0
	冬の深夜	0 (0)	0	0	23	0	23	4 (5)	0	0	3	0	7	0 (0)	0	0	1	0	1	0

※ 小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある

※ （ ）内の数値は屋内収容物移動・転倒による人的被害を示す

※ その他とは、ブロック塀等の倒壊、自動販売機の転倒、屋外落下物を原因とする人的被害合計を示す

資料：「山口県地震・津波被害想定調査報告書」（平成26年3月 山口県）

7-1. 耐震改修促進法の主な制度

耐震改修計画の認定及び容積率・建ぺい率の特例

耐震改修を実施する際に必要な耐震改修計画の認定を受けることができます。

また、耐震性向上のために増築することで、容積率・建ぺい率の制限に適合しなくなる場合に、所管する地方公共団体がやむを得ないと認めて耐震改修計画を認定すると、これらの制限が適用外となります。

耐震性に関する表示制度

建築物の所有者が所管の地方公共団体に申請し、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物は、「基準適合認定建築物マーク」を建築物などに表示することができます。



(画像：耐震改修支援センター)

区分所有建築物（マンションなど）の耐震改修の必要性に係る認定

マンションの大規模な耐震改修を実施しようとする場合は、所有者などによる事前の決議が必要ですが、耐震改修促進法の認定制度によってその要件が「4分の3以上」から「過半数」に緩和されます。

7-2. 耐震診断、耐震改修のための支援制度

1) 耐震診断、耐震改修に対する補助制度

住宅や建築物の最低限の安全性を確保するため、これらの耐震診断や耐震改修といった耐震性向上のための取組を行う場合、その費用の一部を国と地方公共団体が補助する制度です。

2) 税制上の優遇制度

【住宅の場合】

所得税の控除（令和 3 年 12 月末まで）

耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の 10%相当（上限 25 万円）

固定資産税の減額（令和 4 年 3 月末まで）

固定資産税額（120 平方メートル相当分まで）の 2 分の 1（1 年間）

※特に重要な避難路沿道にある場合は 2 年間

【耐震診断義務付け対象建築物の場合】

固定資産税の減額

平成 26 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に政府の補助を受けて耐震改修工事を行った場合、工事完了年の翌年度から 2 年間分の固定資産税について、税額の 2 分の 1 相当を減額（耐震改修工事費の 2.5%が限度）

3) 融資制度

【住宅の場合】

独立行政法人 住宅金融支援機構による融資

個人向けでは 1,500 万円（住宅部分の工事費が上限）を融資限度額として、またマンション管理組合向けでは原則として 500 万円／戸（共用部分の工事費が上限）を融資限度額として融資が可能

【耐震診断義務付け対象建築物の場合】

日本政策金融公庫による融資

（防災・環境対策資金）

耐震診断に要する運転資金として、一般貸付又は振興事業貸付の融資額 + 3,000 万円を上限に融資が可能

参考資料- 8 用語の説明

本計画における用語の定義は下表のとおりとし、特に定めのない場合は、耐震改修促進法、同法関係省令及び関連告示の用語の例によるものとします。

用語	定義
法	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年 10 月）
基本方針	国土交通大臣が定める建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針（法第 4 条、国土交通省告示第 184 号）
耐震診断	地震に対する安全性を評価すること
現行基準 （新耐震基準）	昭和 56 年 6 月 1 日の建築基準法改正以降に工事着手した建築物に適用される耐震基準
旧耐震基準	昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手した建築物に適用されていた耐震基準
既存耐震不適格建築物	地震に対する安全性に係る建築基準法等の規定に適合しない建築物で同法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているもの
多数の者が利用 する建築物等 （特定既存耐震 不適格建築物）	①多数の者が利用する一定規模以上の建築物、②一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場又は処理場、③緊急輸送道路等の避難路沿道建築物（法第 14 条各号）
耐震診断義務付 け対象建築物	要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物
要安全確認計画 記載建築物	防災拠点となる建築物又は緊急輸送道路等の避難路沿道建築物であって、耐震診断及びその結果の報告を義務付けることを県又は市町の計画に記載した建築物（法第 7 条各号）
要緊急安全確認 大規模建築物	①病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物、②学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物、③一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場又は処理場のうち大規模なもの（法附則第 3 条第 1 項各号）
緊急輸送道路 沿道建築物	地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行・避難を妨げるおそれがあるため、特に耐震化を促進すべき建築物の耐震診断を義務付けする路線として県又は市町の計画に記載した道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（法第 6 条第 3 項第 1 号及び第 2 号）
通行障害既存耐 震不適格建築物	地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行・避難を妨げるおそれがある既存耐震不適格建築物